

継続

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成36年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成36年3月31日まで) |

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 1 8 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

相続税物納制度における管理処分不適格財産の確認に関する合意書の締結について相続税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第113号。以下「施行令」という。）が本年4月1日施行され、物納（納付すべき相続税額を納期限まで又は納付すべき日に延納によっても金銭で納付することが困難な理由がある場合に、申請により、その納付を困難とする金額を限度として、一定の相続財産で納付すること。以下同じ。）に充てることができる財産に関して、暴力団員が賃借権等の権利を有している不動産等が管理処分不適格財産（管理又は処分するのに不適格なものとして政令で定めるもの。以下同じ。）に追加されたことから、警察庁においては国税庁と協議の上、別添のとおり合意書を締結したので、各都道府県警察にあつては、事務処理上遺漏のないようされたい。

記

1 趣旨

物納制度は、物納財産を国が換価し、その代金をもって財政収入に充てることを目的としているものであり、暴力団員等が賃借権等の権利を有しているなど、換価が困難な財産が物納された場合、国はその目的を達成できないこととなるため、相続税法令を改正して、これらを管理処分不適格財産に追加し、物納対象から除外することとしたものであり、国有財産の適正な管理と円滑な処分に資するため、管理処分不適格財産の確認について国税庁と合意書を締結するに至ったもの。

2 合意事項の要点

(1) 管理処分不適格財産の明確化

物納申請財産のうち、本合意書に基づき、管理処分不適格財産として物納の対象から除外するものを下記のとおりとした。

ア 不動産

地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている不動産で、次に掲げる者がその権利を有しているもの

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(イ) 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

(ウ) 法人で暴力団員等を役員等（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事及び監事並びにこれら以外の者で当該法人の経営に従事している者並びに支配人という。）とするもの

イ 株式

暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。）とする株式会社が発行した株式

(2) 照会手続

税務署長又は国税局長若しくは沖縄国税事務所長（以下「税務署長等」という。）は、物納申請財産が管理処分不適格財産であるかどうかを確認するため必要があるときは、被相続人の死亡の時ににおける住所（納税地）を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（別添合意書様式第1号）により照会する。

(3) 回答

暴力団対策主管課長は、前記2(2)の照会を受理したときは、調査の上、税務署長等に対し、回答書（別添合意書様式第2号）により回答する。

3 留意事項

合意書に基づく照会手続について、各国税局又は沖縄国税事務所から各都道府県警察に対し、事前協議の申入れ等があった場合は、適切に対応すること。

本件担当

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課暴排係

阿部警視 800-4553

前川警部 800-4562

【継続措置状況】

初回発出日：平成25年11月28日

（有効期間：平成31年3月31日）

相続税物納制度における管理処分不適格財産の確認に関する合意書

警察庁丁暴発第 362 号
徴 管 6 - 2 5
平成 25 年 11 月 20 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
坂 口 拓 也

国税庁徴収部管理運営課長
市 田 浩 恩

警察庁と国税庁は、相続税法(昭和 25 年法律第 73 号) に定める相続税物納制度における管理処分不適格財産の確認に関し、下記のと通りの運用が図られることについて合意する。

記

1 照会

税務署長又は国税局長若しくは沖縄国税事務所長(以下「税務署長等」という。)は、物納申請財産の権利者等(不動産に地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有している者又は株式の発行会社をいう。)が下記に該当するか否かについて、被相続人の死亡の時における住所(納税地)を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長(以下「暴力団対策主管課長」という。)に対し、照会書(別記様式第 1 号)により照会するものとする。

(1) 物納申請財産が不動産である場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

イ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

ウ 法人で暴力団員等を役員等(取締役、執行役、会計参与、監査役、理事及び監事並びにこれら以外の者で当該法人の経営に従事している者並びに支配人をいう。)とするもの

(2) 物納申請財産が株式である場合

暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。)とする株式会社

2 回答

暴力団対策主管課長は、前記1の照会を受理したときは、調査の上、税務署長等に対し、回答書（別記様式第2号）により回答するものとする。

3 その他

暴力団対策主管課長及び税務署長等は、本合意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

警視庁・〇〇道府県警察本部暴力団対策主管課長 殿

〇〇税務署長

「相続税物納制度における管理処分不適格財産の確認に関する合意書」（平成〇〇年〇〇月〇〇日付）に基づき、下記のとおり照会します。

記

【不動産】

(個人の場合)

氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ) 性別 生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

住所 〇〇〇〇・・・・

(法人の場合)

商号 〇〇〇〇会社

所在地 〇〇〇〇・・・・

代表者の氏名

〇〇 〇〇

役員等の役職・氏名 (フリガナ) ・性別・生年月日・住所

【株式】

商号 〇〇〇〇会社

所在地 〇〇〇〇・・・・

代表者の氏名

〇〇 〇〇

役員等の役職・氏名 (フリガナ) ・性別・生年月日・住所

※ 本様式は適宜変更して差し支えない。

※ 法人等で役員等が多数の場合は別紙を用いること。

〇〇税務署長 殿

警視庁・〇〇道府県警察本部暴力団対策主管課長

「相続税物納制度における管理処分不適格財産の確認に関する合意書」(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け)に基づき、平成 年 月 日付け第 号で照会のあった件については、下記のとおり回答します。

記

(該当する場合)

【不動産】

(個人の場合)

氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ) 性別 生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

住所 〇〇〇〇・・・・

該当事由：《●●●●》

(注) 該当事由欄には、以下のいずれに該当するかを記載する。

- 暴力団員に該当
- 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当
- 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者に該当

(法人の場合)

商号 〇〇〇〇会社

所在地 〇〇〇〇・・・・

代表者氏名 〇〇 〇〇

該当事由：《●●●●》

(注) 該当事由欄には、以下のいずれに該当するかを記載する。

- 暴力団員等によりその事業活動を支配されている者に該当
- 法人で暴力団員等を役員等とするものに該当

【株式】

商号 〇〇〇〇会社

所在地 〇〇〇〇・・・・

代表者氏名 〇〇 〇〇

該当事由：《●●●●》

(注) 該当事由欄には、以下のいずれに該当するかを記載する。

- 暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社に該当
- 暴力団員等を役員とする株式会社に該当

(該当しない場合)

該当する事由があると認められない。